

社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会
民間社会福祉事業従事者共済貸付規程

(目的)

第1条 この規程は民間社会福祉事業従事者の福利厚生を図るため、所要の資金を貸付けることについて必要な事項を定めるものとする。

(貸付の対象)

第2条 貸付を受けることができる者（以下「借受人」という）は本共済の加入者であって下記事項に該当するものに限る。

| 資金の種類 | 対 象 者 |
|----------|-------------|
| (1) 生活資金 | 加入期間 1年以上の者 |
| (2) 住宅資金 | 加入期間 3年以上の者 |

(貸付の種類)

第3条 この資金の貸付種類は次のとおりとする。

(1) 生活資金

- ① 加入者又は加入者の子が結婚したとき
- ② 加入者の配偶者、父母、子が死亡したとき
- ③ 加入者又は加入者の配偶者、父母、子が1ヶ月以上入院したとき
- ④ 加入者の子が高等学校以上の学校に入学したとき
- ⑤ その他会長が特に必要と認めたとき

(2) 住宅資金

- ① 加入者が居住する家屋を補修または増改築するとき
- ② その他会長が特に必要と認めたとき

(貸付金額)

第4条 貸付金額の最高限度額は次のとおりとする。

(1) 生活資金の最高限度額は50万円とする。

(2) 住宅資金の最高限度額は300万円とする。

2 貸付金の総額は毎年度ごとに予算の範囲内において決定する。

但し、加入者に対する貸付金総額は貸付申請時における和歌山県社会福祉協議会民間社会福祉事業従事者共済退職給付事業規約細則第10条に定める本人及び保証人の退職金の給付額の合計の範囲内とする。保証人は2人以内とする。

3 貸付金額は10万円以上とし、1万円を単位として貸付する。

(貸付利率)

第5条 貸付金の利率は年利3%とする。

(延滞利子)

第6条 返還の日を過ぎたものについては、延滞元金に対し、年利10.75%の延滞利子を徴する。

(貸付申請)

第7条 加入者がこの資金の貸付を受けようとするときは、別記様式第6号資金借入申込書に所定の事項を記入し、施設長を経て、本会会長に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第8条 貸付の申請をしようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。

連帯保証人は借受人と連帯して債務を負担するものとする。

2 連帯保証人は原則として同一事業所に勤務する和歌山県社会福祉協議会民間社会福祉事業従事者共済退職給付事業の加入者であること。

3 次に掲げる者は、連帯保証人になることはできない。

① 本会貸付金の借受人または借入申込者

② 既に本会貸付金の保証人となっている者

4 連帯保証人は生活資金については1年以上、住宅資金については3年以上の勤務年数を有するものであること。

5 借受人は保証人が加入者でなくなったときは、速やかにその補充をし、連帯保証人変更届を本会会長に提出しなければならない。

(貸付の決定)

第9条 会長は第7条に掲げる資金借入申込書の提出があったときは、運営委員会に諮り、貸付の決定をし、施設長を経て申請人に通知する。

2 貸付の決定を受けた者は会長に別記様式第7号借用証書を提出するものとする。

3 会長は前項の借用証書を受領したときは、申請人が設定した普通預金口座に貸付金を振込み本人にその旨通知する。

4 貸付をしないときは、施設長を経て当該申請人にその理由を付して通知するものとする。

(貸付決定の取消)

第10条 会長は申請人が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付の決定を取消することができる。

(1) 虚偽の申請をしたとき

(2) この規程の定めに違反したとき

(3) 貸付予定者が正当な事由がなく、貸付決定を通知した日から起算して1ヶ月以内に所定の手続きをとらないとき

(貸付の制限)

第11条 次の各号の一に該当するものに対しては貸付を行わない。

(1) 本貸付を受け償還の完了していないもの

(2) 本貸付金の連帯保証人となっているもの

(3) 本会掛金の未納額のあるもの

(償還期間)

第12条 貸付金の償還期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 50万円まで 3年以内

(2) 51万円以上100万円まで 4年以内

(3) 101万円以上200万円まで 5年以内

(4) 201万円以上300万円まで 6年以内

(償還方法)

第13条 貸付金の償還は、元利均等月賦償還とする。

2 前項の償還金は、貸付を受けた月の翌月から指定期日までに本会の指定金融機関に振込むものとする。

(繰上償還等)

第14条 借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、その時期において、貸付金の残額を一時に繰上げて償還または返還しなければならない。

(1) 加入者でなくなったとき

(2) 貸付金の返還を求める事由が発生したとき

2 借受人は、前条のほか未償還額の全額を一時に繰上げて償還することができる。

3 前各号の未経過分の利息相当分は免除する。

4 第1項の場合15日以内に繰上げ償還しなければならない。

(償還方法の変更)

第15条 借受人が災害その他緊急やむを得ない事由により所定の期日までに償還が困難なときは、償還の変更を承認することができるものとする。

2 前項の承認を受けようとするものは変更申請書を本会会長に提出しなければならない。

(償還金の督促)

第16条 償還期日を1ヶ月経過しても償還金の振込みがないときは、当該借受人、連帯保証人に対し督促状等により督促するものとする。

(償還期日経過後の未償還金の請求)

第17条 この資金の借受人が、当該貸付金にかかる所定の最終償還期日を経過し、なお、その期日を経過した日から起算して2ヶ月以内に償還を完了しない場合においては、当該未償還金金額及び延滞利子について、借受人及び連帯保証人に対して期日を指定して債務の履行を請求するものとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和62年9月1日より施行する。
- 2 平成5年4月1日改正
- 3 平成11年4月1日一部改正
- 4 平成20年1月1日一部改正